

岩沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第20号）を次のように改正する。

第9条見出し及び第10条見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに乳児等通園支援事業」を「その他」に改める。

第18条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項」を「法第39条」に改め、「同項に規定する認定こども園をいう。」を「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。」に改め、「利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第25条第2号中「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」を「認定こども園法」に改める。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。